

居宅介護支援事業所クララトーホー運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人が開設する居宅介護支援事業所クララトーホー（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業所（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、事業の提供にあたっては、次の事項に努めるものとする。

- 一 要介護状態等になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮すること。
- 二 利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮すること。
- 三 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行なうこと。

2 事業にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設との連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 医療法人社団三思会 居宅介護支援事業所 クララトーホー
- 二 所在地 群馬県桐生市広沢町2丁目3248番地1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一 管理者

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供にあたるものとする。

二 介護支援専門員 5名

常勤5名（3名は主任介護支援専門員、うち1名は管理者と兼務）

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月30日から1月3日までを除く。

二 営業時間 平日9時から17時までとする。

三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援の内容)

第6条 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとする。

一 居宅サービス計画作成

二 指定居宅サービス事業者等との連絡調整

三 介護保険施設への紹介

四 利用者に対する相談援助業務

五 その他利用者に対する便宜の提供

(居宅介護支援の提供方法)

第7条 利用者から相談を受ける場所は、利用者の居宅若しくは利用者の指定する場所又は事業所内の相談室とする。

2 使用する課題分析票の種類は、居宅サービス計画ガイドライン方式とする。

3 サービス担当者会議の開催場所は、利用者様の居宅または事業所内や病院や施設等の会議室とする。

4 事業所の介護支援専門員は、継続的に利用者の居宅を訪問し、利用者の近況及び居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、利用者の相談にのるものとする。

(利用料等)

第8条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、法で定める額とし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からは利用料を徴収しないものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、桐生市の一部(旧桐生市)、みどり市の一部(旧笠懸町)とする。

(その他運営についての留意事項)

第10条 事業所は、自ら提供する事業の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を随時確保するものとし、また、体制を整備する。

2 従業員は業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は法人と事業所の管理者の協議とに基づいて定めるものとする。

(苦情処理)

第11条 指定居宅介護支援の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した指定居宅介護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員から質問もしくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村の職員から指導または助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定居宅介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護について)

第12条 事業者は利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の情報を正当な理由なく、第三者に漏らさないものとする。

3 また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続とする。

4 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

5 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、利用者及びその家族の了解を得るものとする。

6 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとする。

7 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加、削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲で訂正等を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の発生又はその再発防止を防止するために次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待を防止するための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について就業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備。

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の配置。

2 当事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護するもの)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(事故発生時の対応方法)

第14条 万全の体制で指定居宅介護支援の提供に当たるが、万一事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、事故に遭われた方の救済、事故拡大の防止などの必要な措置を講ずる。また、利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、誠意を持って速やかに損害賠償を行うものとする。

(利用者自身によるサービスの選択と同意)

第15条 利用者自身がサービスを選択することを基本に支援しサービス内容、利用料の情報を適正に利用者または家族に対して提供するものとする。

2 指定居宅支援の提供の開始に際し、予め利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求めることができること、利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所の選定理由の説明を求めることができるものとする。

3 特定の事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示することはしないものとする。

4 居宅サービス計画等の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、指定居宅サービス担当者からなる、サービス担当者会議の招集をややむをえない場合には照会等により当該居宅サービス計画等の原案の内容について専門的な見地からの意見を求め、利用者及び当該サービス担当者との合意を図るものとする。

5 末期がんと診断された場合であって日常生活上の障害が1ヵ月以内に出現すると主治の医師等が判断した場合、利用者又はその家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問(モニタリング)を行い、利用者の心身の状態を記録し、主治の医師やケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供することで、その時々状態に即したサービス内容の調整を行うものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第16条 感染症が発生し、又はまん延しないように、つぎに掲げる措置を講じる。

1 感染症対策の強化

感染症の発生及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6カ月に1回以上開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図る。

2 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

3 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第17条 事業所は、感染症や災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施する為の、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画「業務継続計画」を策定し、当該「業務継続計画」に基づき、必要な措置を講じる。

2 介護支援専門員に対し、「業務継続計画」について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 定期的に「業務継続計画」の見直しを行い、必要に応じて「業務継続計画」の変更を行う。

第18条 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保

男女雇用機会均法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策に取り組んでいくものとする。

(身体拘束の禁止)

第19条 事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、本人又はその家族に対し、身体拘束等の内容、理由、期間等について説明し同意をえた上で、その際の利用者の心身の状況並びに緊急をやむを得ない理由を記録するものとする。

附則

この規定は、平成11年10月1日から施行する。

この規定は、平成12年5月1日より改定する。

この規定は、平成13年4月10日より改定する。

この規定は、平成14年6月1日より改定する。

この規定は、平成15年12月16日より改定する。

この規定は、平成16年4月1日より改定する。

この規定は、平成17年4月1日より改定する。

この規定は、平成17年9月1日より改定する。

この規定は、平成18年4月1日より改定する。

この規定は、平成18年10月1日より改定する。

この規定は、平成18年12月16日より改定する。

この規定は、平成19年9月1日より改定する。

この規定は、平成19年12月1日より改定する。

この規定は、平成20年1月7日より改定する。

この規定は、平成21年4月1日より改定する。

この規定は、平成22年10月20日より改定する。

この規定は、平成22年11月16日より改定する。

この規定は、平成23年1月16日より改定する。

この規定は、平成23年4月1日より改定する。

この規定は、平成24年4月1日より改定する。

この規定は、平成25年2月1日より改定する。

この規定は、平成26年5月16日より改定する。

この規定は、平成27年1月7日より改定する。

この規定は、平成27年3月1日より改定する。

この規定は、平成27年4月1日より改定する。

この規定は、平成27年5月16日より改定する。

この規定は、平成27年9月23日より改定する。

この規定は、平成28年4月21日より改定する。

この規定は、平成28年9月1日より改定する。

この規定は、平成28年9月16日より改定する。

この規定は、平成30年4月16日より改定する。

この規定は、平成31年1月16日より改定する。

この規定は、平成31年2月1日より改定する。

この規定は、平成31年4月16日より改定する。

この規定は、令和元年9月1日より改定する。

この規定は、令和2年10月1日より改定する。

この規定は、令和2年12月21日より改定する。

この規定は、令和3年4月1日より改定する。

この規定は、令和4年4月1日より改定する。

この規定は、令和4年12月16日より改定する。

この規定は、令和5年4月1日より改定する。

この規定は、令和6年1月16日より改定する。

この規定は、令和6年4月1日より改定する。

(変更事項) 文言の変更・追加

第9条 通常の事業の実施地域は、桐生市の一部（旧桐生市）、みどり市の一部（旧笠懸町）とする。

第10条 事業所は、自ら提供する事業の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を随時確保するものとし、また、体制を整備する。

第12条 事業者は利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の情報を正当な理由なく、第三者に漏らさないものとする。

3 また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続とする。

4 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

5 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、利用者及びその家族の了解を得るものとする。

6 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとする。

7 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加、削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲で訂正等を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の発生又はその再発防止を防止するために次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待を防止するための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について就業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備。

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の配置。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第16条 感染症が発生し、又はまん延しないように、ついに掲げる措置を講じる。

1 感染症対策の強化

感染症の発生及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6カ月に1回以上開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図る。

2 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

3 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第17条 事業所は、感染症や災害時の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施する為の、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画「業務継続計画」を策定し、当該「業務継続計画」に基づき、必要な措置を講じる。

1 介護支援専門員に対し、「業務継続計画」について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

2 定期的に「業務継続計画」の見直しを行い、必要に応じて「業務継続計画」の変更を行う。

(身体拘束の禁止)

第19条 事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、本人又はその家族に対し、身体拘束等の内容、理由、期間等について説明し同意をえた上で、その際の利用者の心身の状況並びに緊急をやむを得ない理由を記録するものとする。

(変更事項) 番号の変更

(事故発生時の対応方法)

第14条 (変更前15条)

(利用者自身によるサービスの選択と同意)

第15条(変更前16条)

第18条 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保 (変更前20条)